

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年2月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100106号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100010号

第1 結論

請求期間のうち、平成21年7月から平成22年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年4月から平成11年4月まで
② 平成21年7月から平成22年6月まで

請求期間①及び②について、国民年金保険料の免除申請を行ったのに、年金記録では、保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者は、過去の免除申請において継続審査を希望したとしていたところ、日本年金機構から提出された請求者に係る平成20年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書(平成21年1月13日受付)の写しによると、継続申請希望欄には「はい」に丸印が付されていることから、請求者が請求期間②について継続申請を希望していたことが確認できる。

また、請求者が入所していたA施設の回答書により、請求者は平成19年10月3日から平成22年2月17日までの期間において同施設に入所していたことが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の請求期間②の前後の期間は、国民年金保険料を全額申請免除されていることから、請求者の請求期間②に係る免除審査対象期間である平成20年分の所得はなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、請求期間①当時にB県C市(現在は、B県D市)に住所を定めていたとしていたところ、オンライン記録と同様に、請求者に係るC市の国民年金被保険者カードにおいても、最初の申請免除に係る始期は平成11年5月と記載されており、請求期間①に係る国民年金保険料の免除記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者の平成9年12月1日に係る国民年金被保険者資格の取得処理日は平成10年5月14日となっているところ、当該被保険者資格の取得事由は適用漏れと記載されている等のことから、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請をしていたとは考え難い。

さらに、上記の回答書により、請求者は平成10年6月2日から平成11年4月22日までの

期間においてE施設に入所していたことが確認できるところ、A施設は、請求者が請求期間①について国民年金保険料の免除申請を行った事実が確認できる資料は保存していない旨回答している上、B県D市は、請求者に係る国民年金の加入状況及び保険料の免除の状況について確認できる資料を保存していない旨回答しており、請求者が請求期間①について保険料の免除申請をしていたことを裏付ける関連資料は得られなかった。

このほか、請求者が請求期間①について、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100118 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100086 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 1 月

A 事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。
請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給の有無については不明である旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者が賞与の振込先であったとする金融機関から提出された請求者に係る取引異動明細表によると、請求期間に係る平成 22 年は毎月 15 日 (15 日が土曜日、又は日曜日の場合は翌月曜日) に給与の入金があり、6 月 30 日及び 12 月 29 日に賞与の入金が確認できるものの、1 月に賞与の入金は確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 16 年 5 月の前後 2 か月の間に同保険被保険者資格を取得した者のうち、請求期間に被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 10 人に照会し 5 人から回答を得られたものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100134号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100087号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年5月

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。
請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給の有無については不明である旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者が賞与の振込先であったとする金融機関から提出された請求者に係る取引異動明細表によると、A事業所から給与の入金が確認できるものの、請求期間に係る賞与の入金は確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成19年3月19日と同時期の平成19年1月から3月までに同保険被保険者資格を取得した者のうち、請求期間に被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた12人に照会し8人から回答を得られたものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。